

USPTO がクレームにおいて and/or が明瞭であることを認める

2014年01月20日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

審査段階において、出願人は、クレーム発明における不明瞭なタームを補正する機会が与えられます。その際、クレーム発明の権利範囲を明瞭に且つ正確に記載する義務が出願人には課せられていることに留意すべきです。

審査過程において審査官は、"and/or" が 35 USC 112, 2nd Paragraph (AIA 35 USC 112(b)) 下の記載不備である旨の認定をしていくことがあります。しかしながら、このように "and/or" の使用がクレームを不明瞭にする文言であることについて、MPEPには言及されていません。

このたび、PTAB が或る審決において、クレームにおける "and/or" の文言が不明瞭ではない旨を示しました。*1

【全2頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 LINK: <http://e-foia.uspto.gov/Foia/ReterivePdf?system=BPAI&fNm=fd2011004811-12-31-2013-1>